

全員提出

就学支援金確認票

提出期限:平成30年7月13日(金)

ステップ 2

ふりがな
生徒氏名

保護者氏名

合格通知書番号

日中連絡のつく連絡先

【下のどちらかの □ にチェックしてください。】

ステップ1で保護者(親権者)全員の
平成30年度の市民税・県民税所得割の合計額を確認したところ、

0円～506,999円でした。

507,000円以上でした。

就学支援金の対象ではありません。
平成30年7月から平成31年6月分の授業料をお支払い
いただきます。

【提出書類】・・・配付した封筒に入れて提出してください。

就学支援金確認票(本用紙)

封筒の色 1年 青色 2年 緑色 3年 赤色

就学支援金の対象です。

提出期限内に下記の書類を提出すれば、平成30年7月～平成31年6月分の授業料が無料になります。
なお、対象であっても、書類の提出がない場合は、授業料をお支払いいただきます。

【提出書類】・・・配付した封筒に入れて提出してください。 1年 青色 2年 緑色 3年 赤色

就学支援金確認票(本用紙)

高等学校等就学支援金受給資格認定申請書

◆ 所得に関する書類(次のいずれか)

(保護者が2名の場合は、それぞれが提出する書類をチェックしてください。)

平成30年度市町村民税・県民税特別徴収税額通知書のコピー
(全体がわかるようにA3にコピー。A4・B4の場合は縮小又は分割コピー)

平成30年度市町村民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー
(名前・市町村民税所得割額・配偶者控除の状況がわかるページのコピー)

平成30年度市町村民税・県民税課税(非課税)証明書の原本又はコピー

生活保護受給証明書の原本

(平成30年1月1日時点で生活保護を受給していることが確認できるもの。ただし「高校生等奨学給付金」の受給対象となる方は、平成30年7月1日以降に発行されたもの。)

(高校生等奨学給付金は別途申請が必要です。対象者は非課税世帯又は生活保護受給世帯です。)